公　示　日　：2022 年 4 月 13 日(水)
調達管理番号：22a00063
国　　名　　：モンゴル
担 当 部 署 ：ガバナンス・平和構築部 STI･DX 室
調 達 件 名：モンゴル国サイバーセキュリティ及び ICT 分野人材育成プロジェクト詳細計画策定調査（評価分析）

1.　担当業務、格付等

（１）　担 当 業 務 ：評価分析
（２）　格　　付　　：3 号
（３）　業務の種類：調査団参団

2.　契約予定期間等

（１）　全体期間：2022 年 5 月下旬から 2022 年 8 月上旬
（２）　業務人月：現地　0.50、国内　0.50、合計　1.00
（３）　業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
5 日	15 日	5 日

3.　簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

（１）　簡易プロポーザル提出部数：1 部
（２）　見 積 書 提 出 部 数 ：　1 部
（３）　提　　出　　期　　限　　：　2022 年 4 月 27 日(水)（12 時まで）
（４）　提 出 方 法 ：　　電子データのみ
　　➢　専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）

✧　提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。
✧　「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022 年 4 月）」別添資料 11　業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き
https://www.jica.go.jp/announce/information/20220330_01.html

なお、JICA 本部 1 階調達・派遣業務部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

✧　評 価 結 果 の 通 知 ：2022 年 5 月 17 日(火)　までに個別通知

提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

（１） 業務の実施方針等：

① 業務実施の基本方針 16 点

② 業務実施上のバックアップ体制 4 点

（２） 業務従事者の経験能力等：

① 類似業務の経験 40 点

② 対象国・地域での業務経験 8 点

③ 語学力 16 点

④ その他学位、資格等 16 点

（計 100 点）

類似業務経験の分野	各種評価調査
対象国・地域又は類似地域	モンゴル／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

（１） 参加資格のない社等：本調査を受注した法人及び個人（補強所属元企業含む）は、当該技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めません。

（２） 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

過去 30 年間で飛躍的に普及した携帯電話とインターネットは世界的な情報化とデジタル経済の進展をもたらす中で、開発途上国では、例えば固定電話の普及を待たずにスマートフォンや Wi-Fi 通信が整備されるような、いわゆる「リープフロッグ型」と呼ばれる経済発展が期待されている。一方で、デジタル化の進展に伴い、ヒト、モノ、カネ、行政機関を含めた組織やインフラシステムの多くがサイバー空間で繋がってきており、その結果、サイバーセキュリティのリスクも甚大化している。人々がデジタル活動を行うためにサイバー空間における安全性、信頼性をいかに確保するかが全世界的な課題となっている。

モンゴルにおいても、サイバーセキュリティの確保及びデジタル化の推進は表裏一体の重要な課題となっており、2020 年に国家大会議で承認された「長期開発ビジョン 2050」の第 1 期実施計画（2021-2030 年）には、サイバーセキュリティを強化し、リスク管理の国家能力を強化する目標を掲げている。また、

2020 年に国家大会議で承認された「モンゴル政府行動計画（2020～2024 年）」では、「国益を守った国家、国民、民間企業による情報の完全性、機密性、可用性を確保した情報セキュリティ体制を強化し、能力を増進する」と定めている。また、2017 年に閣議決定された「国家情報通信開発政策（2025）」にはイノベーションを促進し、公共サービスを合理化し、経済の多様化を図ると規定し、デジタル化、デジタル経済を推進する国家開発政策の方針を定めた。その一環で、モンゴル政府は公的サービスの電子化を図り、2020 年には 181 種類の公的サービスを国民向け電子行政サービス E-Mongolia に統合、今後も提供するサービスの増加を見込んでいる。加えて、2021 年には ICT 庁をデジタル開発通信省（Ministry of Digital Development and Communications）へ昇格する閣議決定もなされ、デジタル経済の推進に係る体制や長期開発ビジョンが整備されつつある。

一方で、これらの推進・達成を担うサイバーセキュリティ及び ICT 分野の人材の確保や、政府職員のデジタルスキル、電子化されたサービスを利用する国民のデジタル・リテラシー向上に関する課題に直面している。特にサイバーセキュリティについては、国家成熟度及び民間企業成熟度を調査・分析した結果、国家成熟度としては官民協力や重要インフラ産業の防護に関する対応が不足していることから低いグループに分類され、民間成熟度も世界平均を大きく下回る結果となり、政府組織だけでなく、民間においてもサイバーセキュリティ人材が不足していることが判明した[1]。

かかる状況の下、モンゴル政府は我が国に対して、サイバーセキュリティ及び ICT 人材育成にかかる技術協力プロジェクトを要請した。本要請案件は、モンゴルの大学等の高等教育機関や政府職員向けの研修施設におけるサイバーセキュリティ及び関連 ICT 教育を強化することで、民間セクター及び政府機関に対して質の高いサイバーセキュリティ人材の持続的な供給を図るものである。

本詳細計画策定調査は、関係諸機関の能力や役割分担を確認し、プロジェクトの実施体制を検討するための情報を分析･整理した上で、プロジェクトの実施体制及び活動内容を提案･協議するとともに、民間セクター及び政府機関に求められるサイバーセキュリティ人材やスキル、官民の組織間連携体制、関連する戦略、政策を確認し、プロジェクトに関わる合意文書締結を目的とする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、調査団員として派遣されるJICA職員等と協議・調整しつつ、評価６項目（妥

[1] 「全世界インクルーシブで安全なデジタル経済推進に係る情報収集・確認調査」（JICA、2022）

当性、整合性、有効性、効率性、インパクト、持続性）に基づく事前評価に必要なデータ・情報を収集・整理するとともに、協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。また、本業務従事者は、他の調査団員が作成する報告書（案）を含めた報告書（案）全体の取りまとめに協力する。具体的担当事項は次のとおりとする。

（１）国内準備期間（2022 年 5 月下旬～6 月上旬）

① 要請書・関連報告書等の資料･情報の収集･分析により要請背景・内容を把握するとともに、我が国及び他援助機関のこれまでの協力状況・成果・課題を確認する。
② モンゴル側関係機関や他ドナー等に対する質問票（案）（英文）を作成する。その際、他の団員と内容が重複しないよう適宜調整し、他団員が作成した質問票（案）との取り纏めに協力する。作成した質問票（案）は、現地派遣前にJICAに提出すること。
③ 他の団員と協力し、必要な訪問先を取り纏める。
④ 他の団員と協力し、プロジェクトのPDM(Project Design Matrix)案（和文・英文）、PO(Plan of Operations)案（和文・英文）及び事業事前評価表（案）（和文）を作成する。
⑤ 調査団内の打合せ、対処方針会議等に参加する。

（２）現地業務期間（2022年6月上旬～中旬）

① JICAモンゴル事務所等との打合せに参加する。
② モンゴル側関係機関との協議及び現地調査に参加し、調査の目的・方法・手順等について説明を行う。また、他分野の団員と協力し、議事録を作成する。
③ 事前に配布した質問票への回答回収や上記②を通じ、情報･資料を収集・整理し、現状・課題を把握・分析する。具体的には以下のとおり。
   (a) 要請背景・内容（要請書・関連報告書等の内容を踏まえた上で、モンゴル側関係機関のニーズを確認。当該分野におけるジェンダー格差の有無についても確認、この点については主な質問項目をJICAで準備予定。）
   (b) 関連する開発計画、政策、制度（ジェンダー関連事項も含めて確認。）
   (c) 関連各組織
      I. 所掌業務、組織体制、根拠法
      II. 人員体制（男女比も含めて確認。）
      III. 役割分担、指揮命令体制

Ⅳ.予算規模、内訳、予算獲得・配賦の仕組み

(d) 本プロジェクトに関連する他援助機関（世界銀行、NGO等）の活動動向、連携の可能性（ジェンダー視点の有無も含めて確認。）

④ 調査結果に基づき、本プロジェクトの実施案（プロジェクトの協力期間、実施体制、討議議事録（R/D：Record of Discussions）を他の団員とともに検討する。

⑤ 関係者との協議で合意された内容について、R/D（案）（英文）及び協議議事録（M/M : Minutes of Meetings）（案）（英文）の作成に協力する。特に、PDM案の成果指標の設定について、主担当としての検討及び取りまとめを行う。

⑥ 実施機関に対するR/D案を含むM/M案の説明に参加し、必要に応じて内容の説明、補足を行う。

⑦ 現地調査結果をJICAモンゴル事務所等に報告する。

（３）帰国後整理期間（2022 年 6 月下旬～7 月中旬）

① 帰国報告会にて調査結果を報告する。

② プロジェクトを巡る状況分析や評価６項目の観点から、リスク管理チェックシート（案）に必要な情報を他の団員とともに取りまとめる。

③ 評価６項目の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表（案）を作成し、その取りまとめに協力する。

④ 担当分野にかかる詳細計画策定調査報告書（案）を作成するとともに、他の団員が作成する報告書（案）を含めた全体の取りまとめに協力する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

（１） 業務完了報告書

2022 年 7 月 15 日(金)までに提出。

次の①～②を電子データにて提出すること。

① 事業事前評価表（案）（和文・英文）

② 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022 年 4 月）」の「Ⅸ. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料２　報酬単価表」を参照願います。

https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html

留意点は以下のとおりです。

（１） 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。航空経路は、日本⇒ウランバートル⇒日本を標準とします。

（２） 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費

PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用は見積書に計上不要です。契約交渉時に確認させていただきます。

10. 特記事項

（１） 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地到着時の隔離はありません（2022 年 3 月現在）。現地業務期間は 2022 年 6 月 6 日～20 日頃を予定しており、他の団員も同じ日程で現地業務にあたることを想定していますが、変更の可能性もあります。また、新型コロナウイルスの感染拡大状況によっては現地業務を国内業務に振り替えて日本からの遠隔調査にする可能性もあります。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア） 総括（JICA）

イ） 協力企画（JICA）

ウ） 評価分析（本コンサルタント）

③ 便宜供与内容

JICA モンゴル事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア） 空 港 送 迎：あり

イ） 宿 舎 手 配：あり

ウ） 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供（他の団員と重なる調査期間については、同乗することとなります。）

エ） 通 訳 傭 上：英語／日本語⇔モンゴル語の通訳を提供

オ） 現地日程のアレンジ：JICA が必要に応じアレンジします。

カ） 執務スペースの提供：なし

（２） 参考資料

① 本業務に関する以下の資料がJICA図書館のウェブサイトで公開されています。

・全世界インクルーシブで安全なデジタル経済の推進に係る情報収集確認調査

和文：https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000046877.html
英文：https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000046878.html

② 本契約に関する以下の資料を当機構調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア）提供資料：「独立行政法人国際協力機構サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022 年 4 月 1 日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022 年 4 月 1 日版）」

イ）提供依頼メール

・タイトル：「配付依頼：サイバーセキュリティ関連資料」

・本　文　：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

（３）　その他

① 業務実施契約（単独型）については、単独（１名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせて頂きます。

② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA モンゴル事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014 年 10 月）」（http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

⑤ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上